

山形県自治体DX推進協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、山形県自治体DX推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、山形県及び山形県内全市町村の連携のもと地域及び行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進することにより、住民の利便性向上、簡素で効率的な行政運営の実現、地域IT産業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業に関する研究・検討及び協議・調整を行う。

- (1) 地域情報化の推進に関すること。
- (2) 電子自治体の推進に関すること。
- (3) デジタル人材（自治体職員）の育成に関すること。
- (4) 電子申請システムの運用及び利用拡大に関すること。
- (5) 山形県・市町村情報セキュリティクラウドの運営に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 協議会に、議決機関として総会を置く。

- 2 協議会の行う事業を円滑に運営するため、幹事会を置く。
- 3 協議会は、第3条各号に掲げる事業を行うため、検討部会を置くことができる。

(会員及び委員)

第5条 協議会の会員は、山形県及び山形県内全市町村とし、協議会の委員は、山形県みらい企画創造部やまがた幸せデジタル推進課長及び山形県内全市町村情報担当課長とする。

(役員)

第6条 協議会に、会長1名、副会長2名及び幹事を置く。

(会長)

第7条 会長は、山形県みらい企画創造部長の職にあるものをもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第8条 副会長は、山形県市長会長の職にある市の情報担当課長の職にあるもの及び山形県町村会長の職にある町村の情報担当課長の職にあるものをもって充てる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代行する。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 総会は、委員の過半数以上の出席により成立する。ただし、委任状を提出した場合は、出席したものとみなす。
- 3 総会において議決を要する事案については、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 協議会の事業計画及び実績報告
 - (2) 協議会の規約の改正
 - (3) その他協議会の運営に関わる重要な事項

(幹事会)

第10条 幹事は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) ブロック代表市町村の情報担当課長
 - (2) 山形県みらい企画創造部やまがた幸せデジタル推進課長
- 2 幹事長は、山形県みらい企画創造部やまがた幸せデジタル推進課長とし、幹事会を招集し、議事運営を主宰する。
 - 3 幹事会は、次の各号に掲げる事項について協議する。
 - (1) 第3条各号に掲げる事業に係る事項
 - (2) 協議会の運営に関する事項
 - 4 ブロックを代表する幹事は、各ブロック内市町村の連絡調整を行う。

(事務局)

第11条 協議会の庶務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、山形県みらい企画創造部やまがた幸せデジタル推進課内に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成17年8月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年6月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年6月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年6月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年8月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月12日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月28日から施行する。

山形県自治体DX推進協議会体制図

